



検 発 第 302 号

昭和 50 年 7 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

労働省職業安定局



ウタリ地区住民に対する就職援護措置等
の実施について

ウタリは、歴史的、社会的事情等により今なお、不安定な就業
状態におかれている。

このため、昭和50年度からウタリ地区住民を中高年齢者等の
雇用の促進に関する特別措置法（昭和46年法律第68号）第3
章に規定する中高年齢失業者等に対する特別措置に係る同法施行
規則第2条第2項第3号に規定する「社会的事情により就職が著
しく阻害されている者」並びに雇用保険法（昭和49年法律第
116号）第22条に規定する失業給付の基本手当の所定給付日
数、第23条に規定する個別延長給付及び第57条に規定する常
用就職支度金に係る同法施行規則第32条第4号に規定する「社
会的事情により就職が著しく阻害されている者」に含めるととも



に、雇用促進事業団一般業務方法書（昭和36年業務方法書第1号）第82条第1項ただし書、第86条第1項並びに第88条第2項及び第3項に規定する就職資金貸付けの特例措置の対象となる「対象地域住民等」に含めることとし、就職支援の措置を講ずることとしたので、下記に留意のうえ、施策の円滑な実施について格別の配慮を願いたい。

記

1. ウタリに対する就職支援措置等の対象となるウタリ地区住民

ウタリ地区とは、ウタリが古くから広く分散居住している北海道内において、歴史的、社会的事情等により生活環境等の安定向上を図ることが必要であると認められる地域をいい、ウタリ地区住民とは、原則としてウタリ地区の居住者のうち、ウタリである者をいう。

2. ウタリ地区住民の確認

ウタリ地区住民の確認については、本人の申出又は関係機関等からの連絡等、各地の実情に応じて慎重にこれを行い、該当者の基本的人権を侵すことのないよう十分配慮するものとする。

3. その他

(1) 昭和50年3月25日付発労徴第17号基発第166号、

婦発第82号、職発第97号、訓発第55号「雇用保険法その他関係法令の施行について」の別添「雇用保険法の施行事務について」Ⅱの第1の3の(3)のロの(イ)のb及び4の(2)のロの(イ)のb並びにⅢの第1の1の(1)のへの(イ)の「ウタリ地域住民」を「ウタリ地区住民」に改めるものとする。

(2) 昭和50年4月1日付職発第129号「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の施行通達の一部改正について」の記1及び17の「ウタリ地域住民」を「ウタリ地区住民」に、記14及び17の「ウタリ地域」を「ウタリ地区」にそれぞれ改めるものとする。

(3) 昭和50年4月1日付職発第130号「45才以上の求職者等」の範囲について」の記イの(イ)の「ウタリ地域住民」を「ウタリ地区住民」に改めるものとする。

(4) 昭和50年4月1日付職発第131号「職業訓練受講指示要領」1の(5)、2の本文、2の(1)の表の④及び3の(3)のロの「ウタリ地域住民」を「ウタリ地区住民」に改めるものとする。

雇 援 発 第 1 7 号
昭 和 5 0 年 7 月 1 日
改 正 職 派 就 発 0 9 3 0 第 1 号
平 成 2 3 年 9 月 3 0 日

北海道労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部企画課
就 労 支 援 室 長

アイヌ地区住民について

アイヌ地区住民に対する就職援護措置等については、昭和50年7月1日付職
発第302号により各都道府県労働局長あて職業安定局長から通達されたところ
であるが、この措置については、さらに下記に留意のうえ取り扱われたい。

記

- 1 アイヌ地区
アイヌ地区とは、北海道知事が関係市町村と協議してアイヌ地区とすること
が妥当であるとした地区とする。
- 2 アイヌ地区の住民の確認
アイヌ地区住民の確認は、次により行うものとする。
 - (1) 本人からの申し出があり、かつ、その内容が当該地域における巡回就業
相談等により裏付けられること。
 - (2) 1の地区に係わる市町村又は地区住民の自発的意志に基づく自主的運動
を行う関係機関等からの連絡があったこと。
 - (3) 前記(1)又は(2)に該当しない場合であっても、当該地域の実情に照らし
て、本人の申出に十分信ぴょう性があると認められる。
 - (4) 同一世帯において、配偶者のいずれか一方がアイヌである場合は、世帯
員すべてをアイヌ地区住民として差し支えないこと。
- 3 特例就職資金貸付金に係る債権管理・回収等
特例就職資金貸付金に係る債権管理・回収等については、別添「特例就職
資金貸付金管理等業務取扱要領」によるものとする。

職安第1374号
昭和50年7月31日

各公共職業安定所長 殿

労働部長

ウタリ地区住民に対する就職援護措置等の実施
について

標記のことについては、先般開催の職業紹介関係業務打合会議において具体的に指示したところですが、このたび労働省から別添写のとおり通達があつたので下記に留意のうえ、格段の御配意を願います。

なお、別添労働省通達「職発第302号」中、昭和50年3月25日付け発勞徴第17号、基発第166号、婦発第82号、職発第97号、訓発第55号は、昭和50年3月31日付け失保(給)第329号に、昭和50年4月1日付け職発第131号は昭和50年4月24日付け職安第712号に、また、別添労働省通達「雇援発第17号」中、昭和50年7月1日付け職発第302号は、昭和50年7月31日付け職安第1374号にそれぞれ読み替えてください。

記

1 ウタリ地区

ウタリ地区は、当面、職業紹介関係業務打合会議で

配布の「北海道ウタリ集落地区（参考）」一覧表のとおりであるが、同地区以外のウタリから申し出があつた場合は道と協議をすること。

2 就職資金貸付の特例措置

(1) 雇用促進事業団一般業務方法書の一部が改正され、就職資金貸付の特例措置としてウタリ地区住民が「対象地域住民等」に含められたことに伴い、就職資金借受申請等の事務処理要領が近く、労働省から別途通達される予定であるので、その間、当該人から申請があつた場合は、その内容を具体的にはあくをしておくこと。

(2) 特例措置は昭和50年4月1日以降実施されるが、昭和50年3月新規学校卒業者については、昭和50年5月1日以降公共職業安定所の紹介により就職した者がこれに該当すること。

(本信写送付先) 各公共職業安定所出張所、分庁舎

(職業安定課職業第1係)

事務連絡
平成13年8月3日

各公共職業安定所長 様

職業安定部職業対策課長

ウタリ地区住民の確認について

ウタリ地区住民の雇用対策の推進については、日頃から種々ご配慮いただき感謝申し上げます。

さて、ウタリ地区住民の確認については、該当者の基本的人権を侵すことのないよう十分配慮するものとして取り扱い願っているところであり、各公共職業安定所においてはこのことを十分に踏まえ市町村及びウタリ地区住民の自発的意志に基づく自主的運動を行う関係機関等（以下「ウタリ協会等」という）と連携を図りつつ、地域の実情に応じた方法により適切に対応いただいているところです。

このような慎重な対応をいただいているところではありますが、より人権に配慮した業務を推進する観点から、今後、ウタリ地区住民の確認を下記により取り扱うこととするので、取り扱いに遺漏のないようご留意願います。

記

1. ウタリ地区住民の確認

- (1) 本人から申し出があり、その内容が十分に信憑性があると認められること。
- (2) 市町村又はウタリ協会等からの連絡があったこと。
- (3) 市町村又はウタリ協会等への照会により確認がとれること。

2. 確認にあつての留意事項

- (1) 確認にあつては、該当者の基本的人権を侵すことのないよう十分配慮すること。
- (2) 市町村又はウタリ協会等との照会等にあつては電話等よることとし、ウタリ協会等が発行するウタリ地区住民であることの証明書の提出は必要ないこと。
また、ウタリ地区住民より自発的に当該証明書の提出があった場合であっても、これを受理せず確認後本人へ返戻すること。

(本信写送付先：各出張所、各分室)

(雇用対策係)